水産加工事業者等のＡＬＰＳ損害賠償請求の動向と課題

２０２５年１１月２５日

つかさ綜合法律事務所パートナー
弁護士　加藤　聡一郎

ALPS処理水 つかさ

ＡＬＰＳホームページ（https://suisanbengo.com/）

自己紹介

２０１５年弁護士登録　つかさ綜合法律事務所パートナー（２０２２年～）

・漁協関連法務（水産業協同組合法関連）
・北海道水産物荷主協会賛助会員
・全国漁業協同組合学校講師（２０２０年～）
・つかさ綜合法律事務所パートナー（２０２２年～）
・ＡＬＰＳ処理水問題への対応のためオホーツク、噴火湾への
　定期訪問を開始（２０２３年１０月～）
　水産加工事業者を中心に依頼を受け東京電力への直接請求、ＡＤＲ申立てを手掛ける。
・ＡＬＰＳ賠償に関して水産北海道連載中（２０２４年１月～現在）
・毎日新聞（２０２４年８月２３日、２０２４年８月２４日）掲載
・水産経済新聞（２０２５年９月２９日）掲載

ALPS処理水放出によってどのような損害が発生したか？
パターン①輸出被害

中国へ行くべき水産物
の輸出額・利益の減少

・直接輸出
（自ら中国へ輸出）

・間接輸出
（輸出企業と取引）
※加工業者も含む

両方が対象！

ホタテ、カキ等の貝類、ナマコ、ブリ、
サケやタラなどの原魚

ALPS処理水放出によってどのような損害が発生したか？
パターン②風評被害

食品等の放射能汚染を忌避した買い控え・価格低下等

・**国内では限定的。**
　少なくとも現時点で大規模には発生したことは確認されていない。

・日本国外（中華圏等）では発生した可能性
（東電の見解では「風評被害」ではない模様）

ALPS処理水放出によってどのような損害が発生したか？

パターン③還流被害

中国へ行くべき水産物が日本市場に還流したことに関する値下り等

ホタテ、サケ等で発生

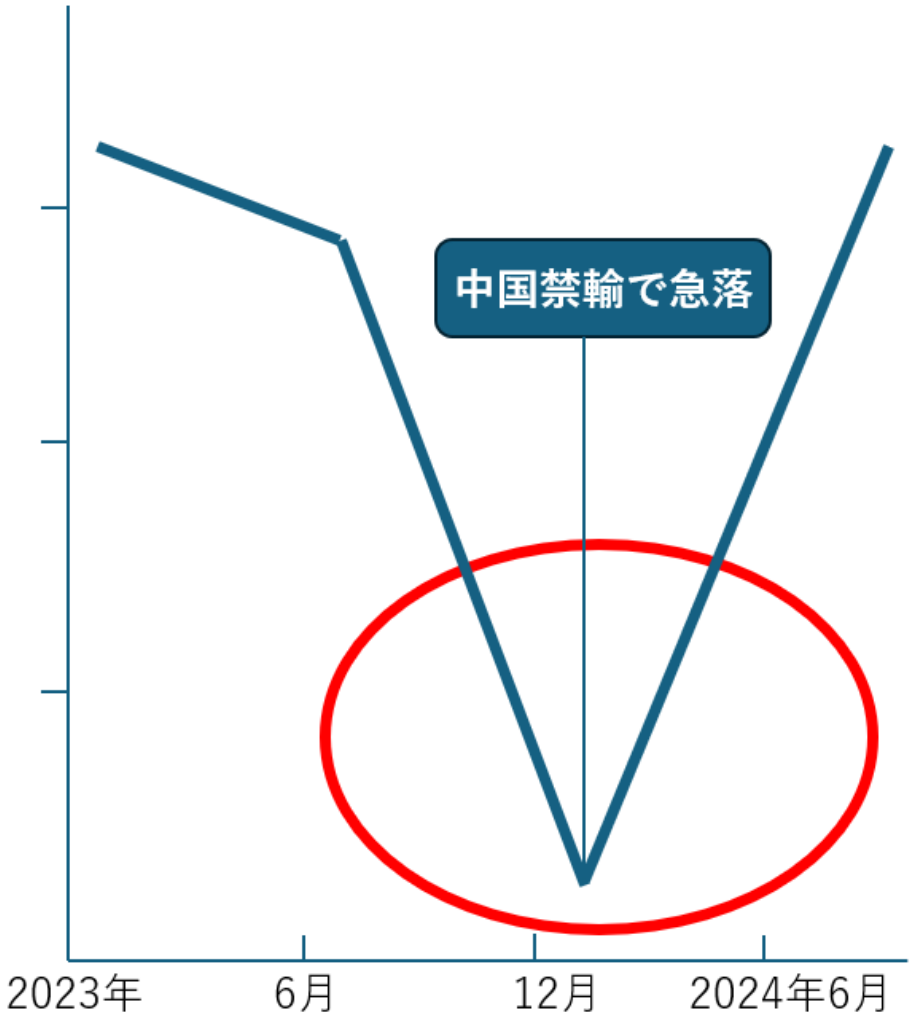

ALPS処理水放出によってどのような損害が発生したか？
パターン④その他

輸出被害・還流被害や商流の変化による影響

ALPS処理水放出の影響を受けた製品に関係する事業の売上・利益減少

売上・利益減少

ＡＬＰＳ賠償状況の分析

東京電力

東京電力の賠償状況
２０２５年１０月２９日時点
支払済　　約９２０件
支払総額　　約８３０億円

福島テレビHP・2025年11月5日

漁業と卸売・水産加工業等の総合計額・数量である。
金額面でも、件数面でも、漁協が大部分を占める可能性がある。東電は、賠償の内訳を公開してない。

漁業者は「団体賠償」が強力に推進

漁業者（生産者）は、
各都道府県漁連が
単協を統括して、団体賠償方式をとる。

他方で
<u>水産加工事業者等は</u>
<u>個別の水産加工事業者が個別に損害賠償請求する必要</u>

北海道におけるＡＬＰＳ賠償の支払い状況

●漁業者
（北海道漁業協同組合連合会による集団賠償）
→２０２４年６月頃から入金が進む。
東京電力の全国ＡＬＰＳ賠償額（８３０億円）
の大半が、漁業者への賠償（生産者への賠償）と推測

●輸出関連→一定の進捗があるが、拒否されている事業者もある。
・北海道噴火湾を中心にある程度は進捗
・様々な理由から拒否されている事例もある。

●国内向け→賠償が滞留・もしくは拒否事例を散見

★国内流通分の玉冷賠償について一部業者に
「放出前在庫」に限った賠償に応じている事例もある。
「国内流通分は不可」という誤解も発生している。

東京電力は「風評被害」を認めない。

①日本国内ではホタテ製品の不買運動や買い控えはない。

②ＡＬＰＳ処理水放出後においても、国内でのホタテ製品の価格下落は存在しない。

風評被害
存在しない

ホタテ「還流被害」の発生と賠償の停滞

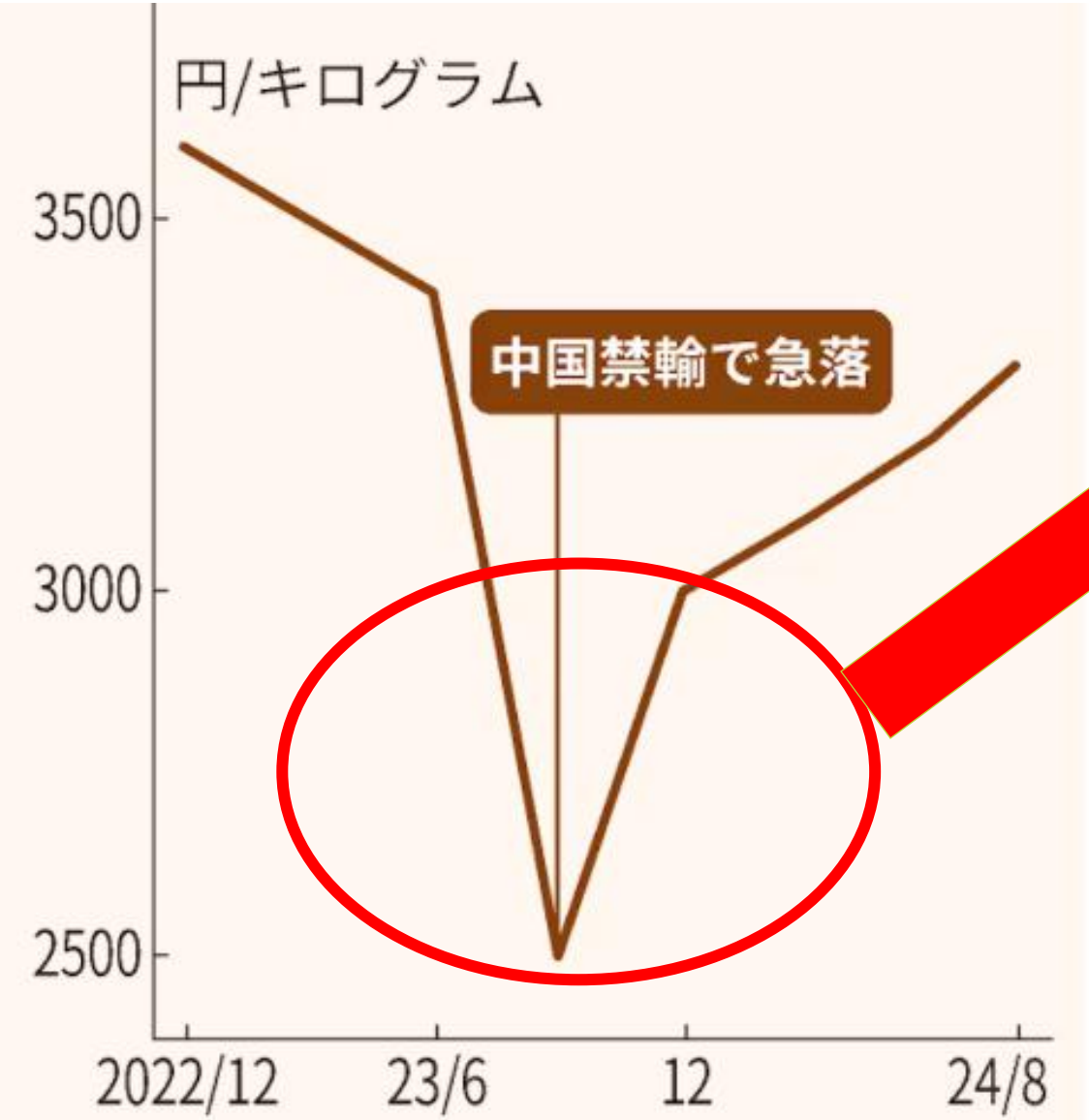

ホタテの値下がりによって
発生した損害が「還流被害」

輸出をしていなくても
値下りによって損害が発生し
たら賠償の対象となりうる。

「還流被害」とは何か？

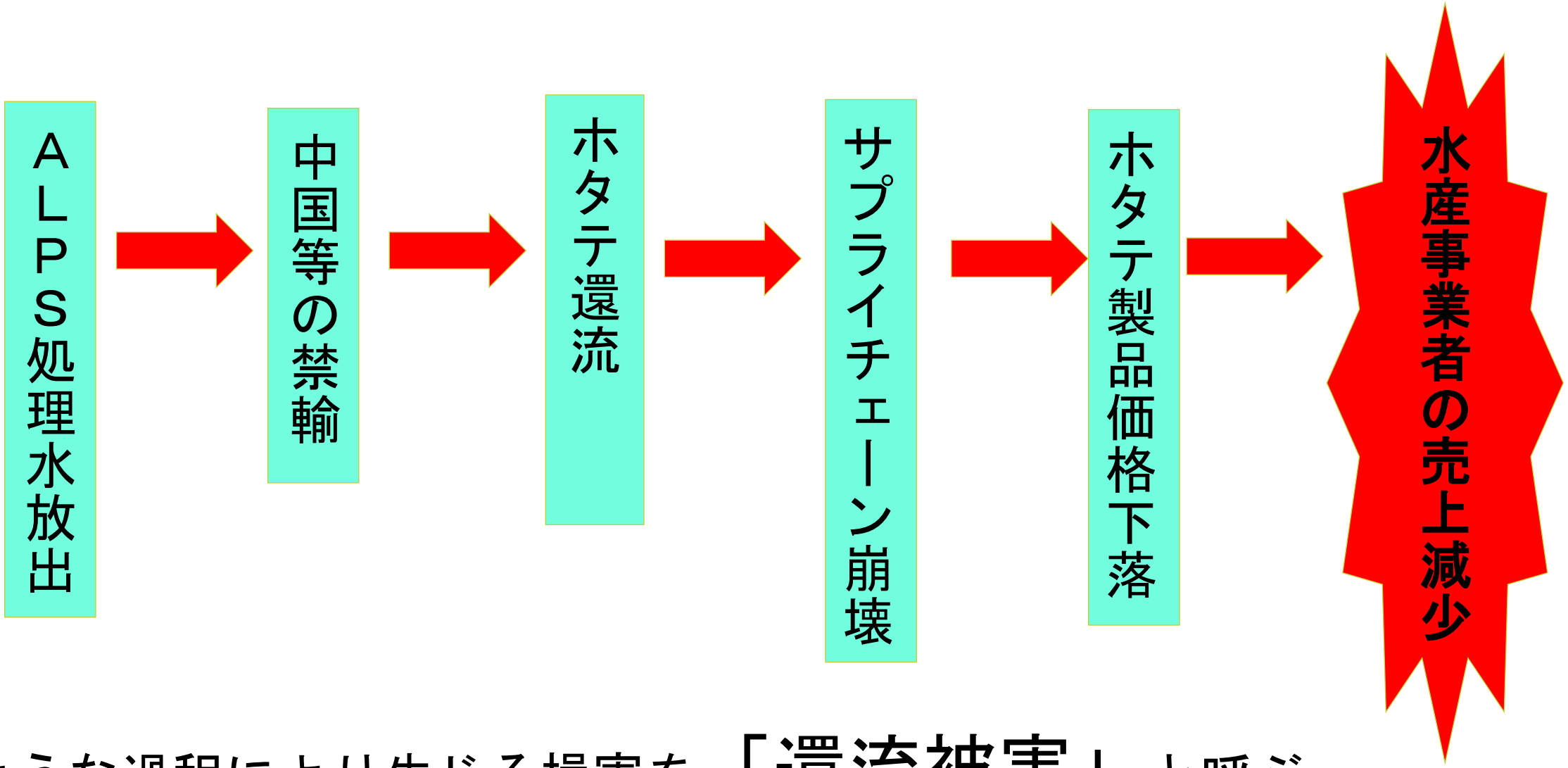

このような過程により生じる損害を「還流被害」と呼ぶ。

北海道では広くホタテの「還流被害」

２０２３年８月頃（ALPS処理水放出前も含む）から２０２４年上半期にかけ「玉冷」の在庫を有していた水産加工事業者。

ホタテの「還流被害」は北海道以外でも発生

青森や宮城で
「玉冷」や「ベビー帆立」を
扱っていた業者は賠償の対
象になるかもしれない。

輸出対象ではない「玉冷」の値下がりも「還流被害」賠償の対象となる場合がある

自社で、原貝を仕入れて、「玉冷」を生産する水産加工事業者は、輸出をしていなくとも賠償の可能性がある。

賠償の対象外という「誤解」が生じている

「誤解」が解消されなかった理由

東京電力

・賠償の初期段階において事業者に厳しい対応をした

・地域を代表するような大規模事業者の請求も拒否したことが地域全体の業者の心理的抵抗感を高めた。

・東京電力が風評被害を否定したことで心理的抵抗感が高まる。

事業者の賠償請求への高いハードル

理由①　情報不足

・ＡＬＰＳ賠償に関する情報発信が少ない。
　東京電力、国、自治体
　弁護士（当方）による発信
（水産北海道、新聞、業界紙、HP）などもあるが、一部。

・情報のハブとなる団体が減少している。
　北海道は、北海道加工連、北海道水産物荷主協会のほか、
　活発な地域の水産加工業協同組合があるが、全体としては減少傾向
　北海道以外は、より情報が不足していると推測。

事業者の賠償請求への高いハードル

理由②　相談場所の不足

・北海道は紋別と長万部の2か所（非常設）
・北海道は広く、浜からは片道数時間を要することもある。
・相手方当事者への抵抗感。
・北海道以外の地域は、そもそも相談窓口もない（臨時除く）。

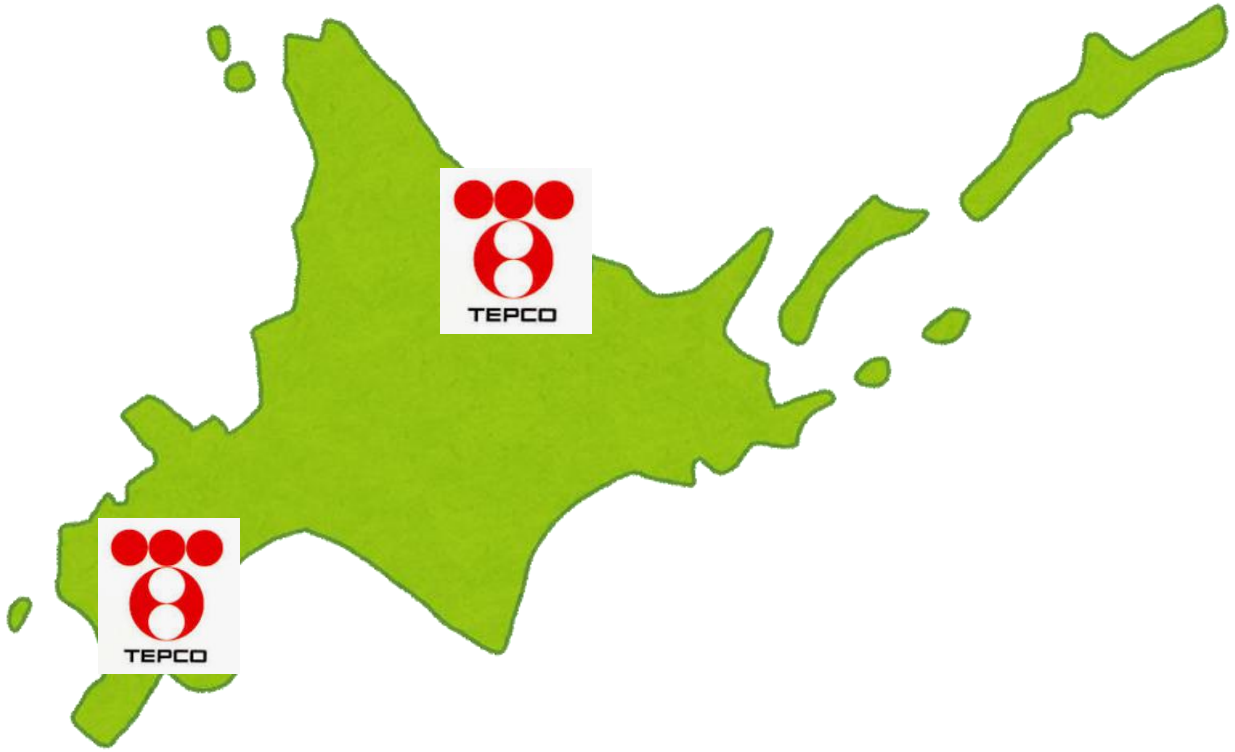

事業者の賠償請求への高いハードル

理由③　営業損害の請求が高い難易度

・営業損害の請求は、高度に専門的であり、難易度が高い。
・慣れていても多くの手間暇がかかる一方で、
手間（時間、労力、費用）をかけても、
認められる見通しがない。
・手書帳簿など電子化がされていないと請求に莫大な手間と時間を要する。

↓

確実性の高い本業を優先
多額の損害が生じてもそのままになる。

直接請求手続の問題点

東京電力

東京電力の基準は硬直的な面があり、直接請求では賠償が認められなかったり、実際に発生した損害が全て賠償されないという問題がある。

処理水放出時点の在庫に限り「還流被害」の賠償に応じる場合があるが、このような「在庫限定賠償」では、在庫が少ない賠償額が限定されることが多い。

どんな理由で直接請求が拒否されるのか？

実際に「直接請求」を出した場合

⑴全社での損害が認めらない。

⑵風評被害がない。

⑶輸出証憑が確認できない。

⑷国内被害と輸出被害の切り分けができない。

⑸その他

★実は、損害「立証」の問題であることが非常に多い。

「門前払い」の問題

東京電力長万部相談窓口
（非常設）

東京電力の電話相談窓口や、実際に相談窓口に相談を行ったものの、賠償に否定的な見解を示され（少なくとも請求者としては賠償請求が面倒であると思わせるような発言も含む）、賠償自体を途中でやめる事例も多い。

→統計に表れない「賠償拒否」がある。

賠償が進まない場合の解決策

- 原子力損害賠償紛争解決センター（通称「ＡＤＲセンター」）の利用

国（文部科学省）の設置した仲裁機関をＡＬＰＳ賠償でも利用できる。実際に申立案件が複数

ＡＤＲセンターの関与で賠償協議の進捗が期待できる。

業者の個別的事情を踏まえた和解案を提示してくれる。

ＡＤＲセンターに行ってみると

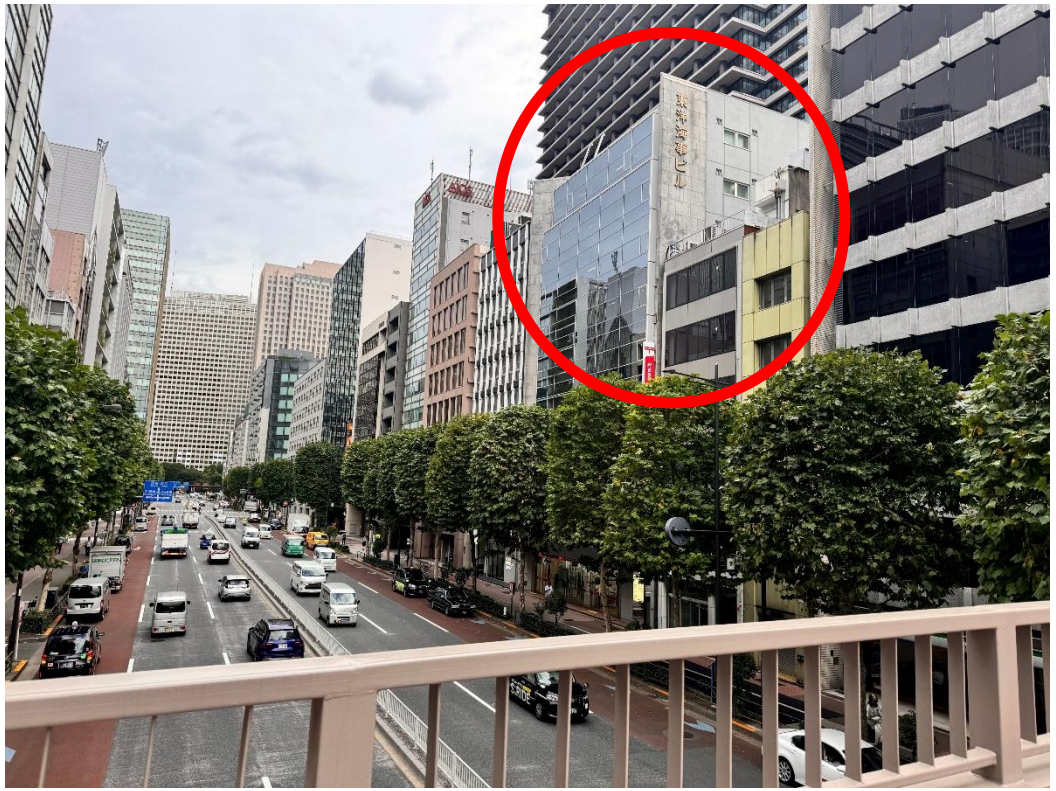

東京の新橋駅のすぐ近く

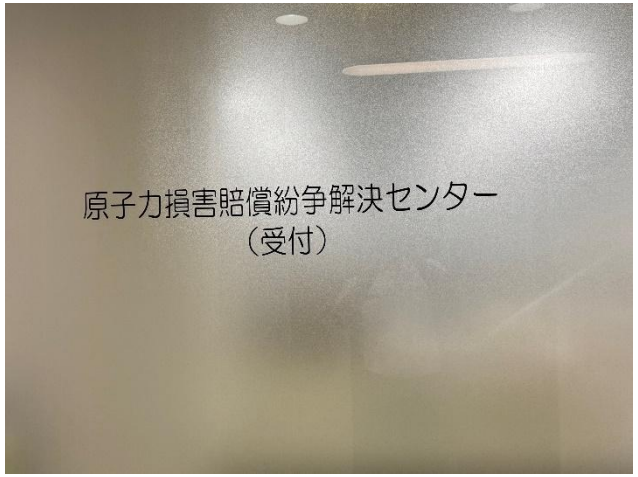

ＡＤＲセンターとは何か？

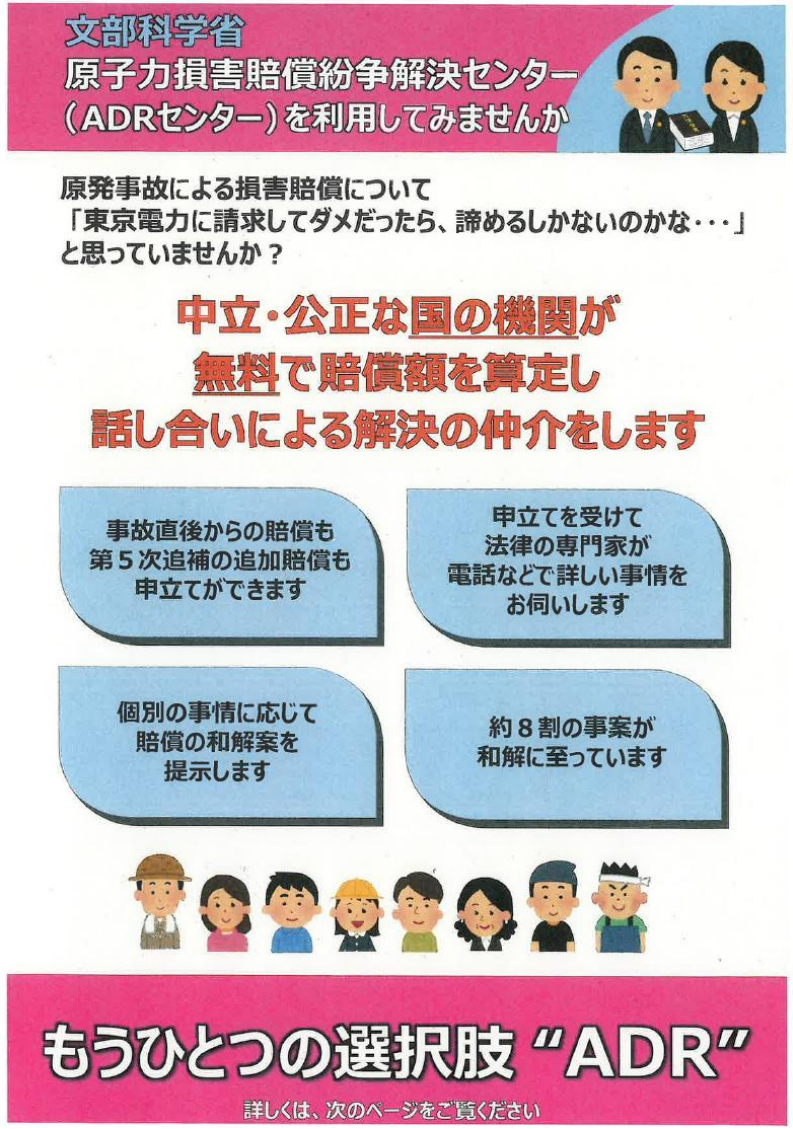

ＡＤＲセンターのリーフレット

①中立・公正な国の機関が
和解仲裁してくれる。
仲介は弁護士の仲介委員、調査官
当事者双方の言い分を確認した上で
「和解仲介案」を提示する。

②申立て自体についての費用
が掛からない。

③直接請求よりも不利にならない。

裁判ではない、「話し合い」による解決。

ＡＤＲ事例の進行

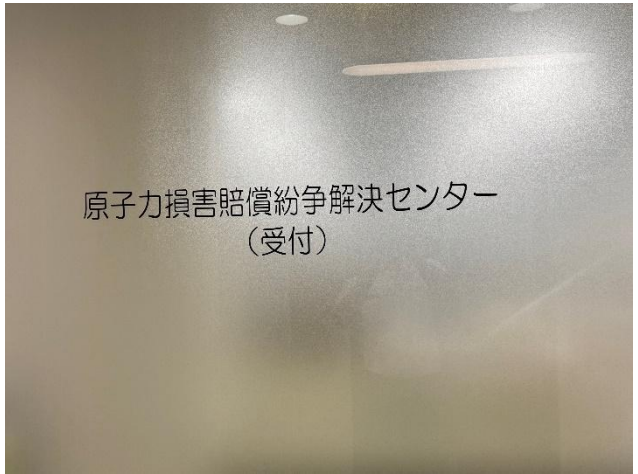

・仲介委員１名、調査委員２名の強力な進行管理（主に弁護士等が選任）

・概ね１０カ月を目標に和解仲介を行う

・申立人の個別的事情をしっかりと確認し、個別的対応が実現されている。東電の直接請求基準に拘束されない。

裁判のような書面の往復をするが、裁判よりは短期間かつ簡易

東京電力側は、和解仲介案を尊重する（東電ＨＰで誓約）。

ＡＤＲセンターの特徴　～割合的賠償～

１００％の証明がなくても、損害発生の心証度に応じて、損害額自体を変動させる「割合的賠償」による和解仲介案が提示されている。

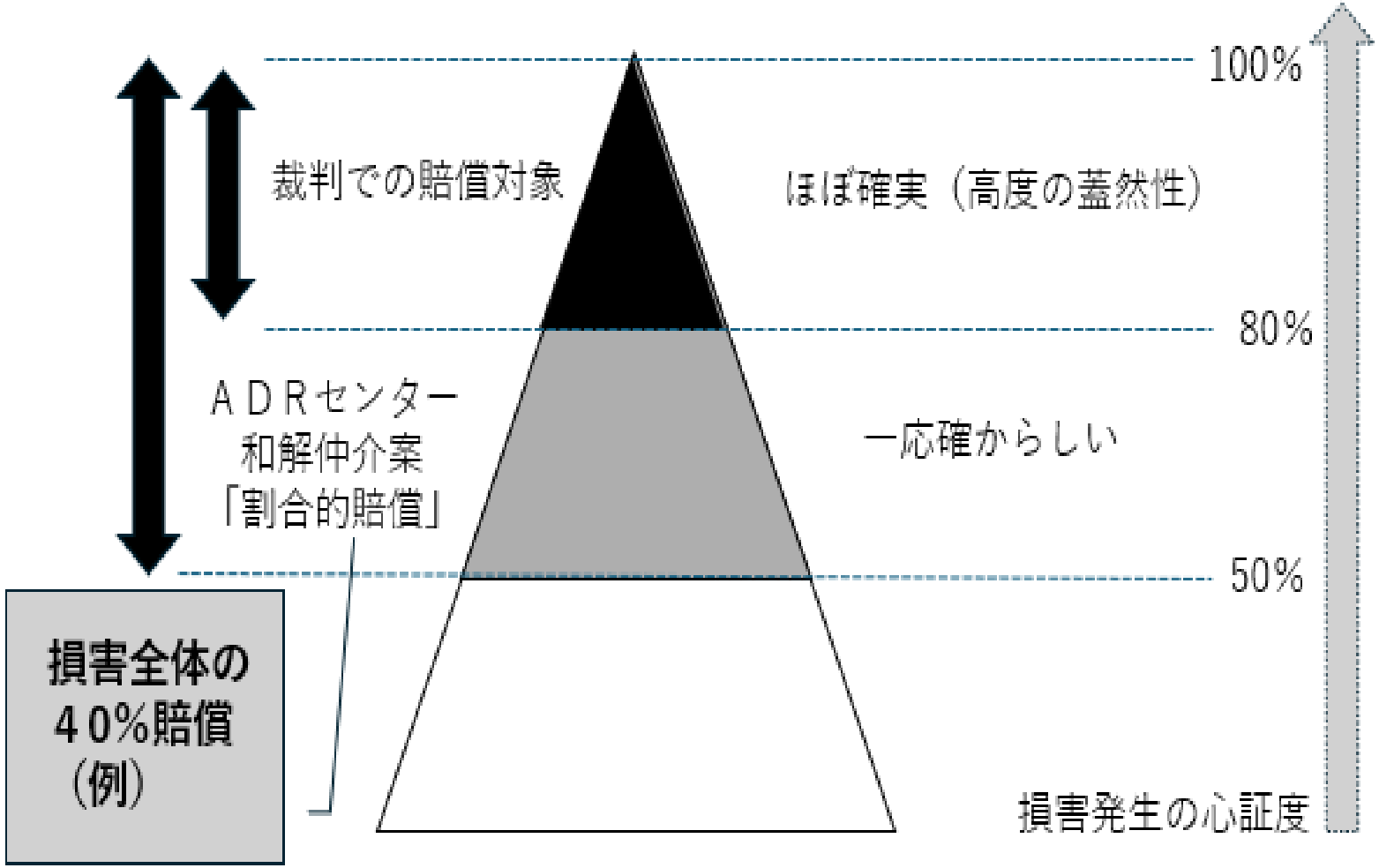

直接請求の以外の救済ルートの存在

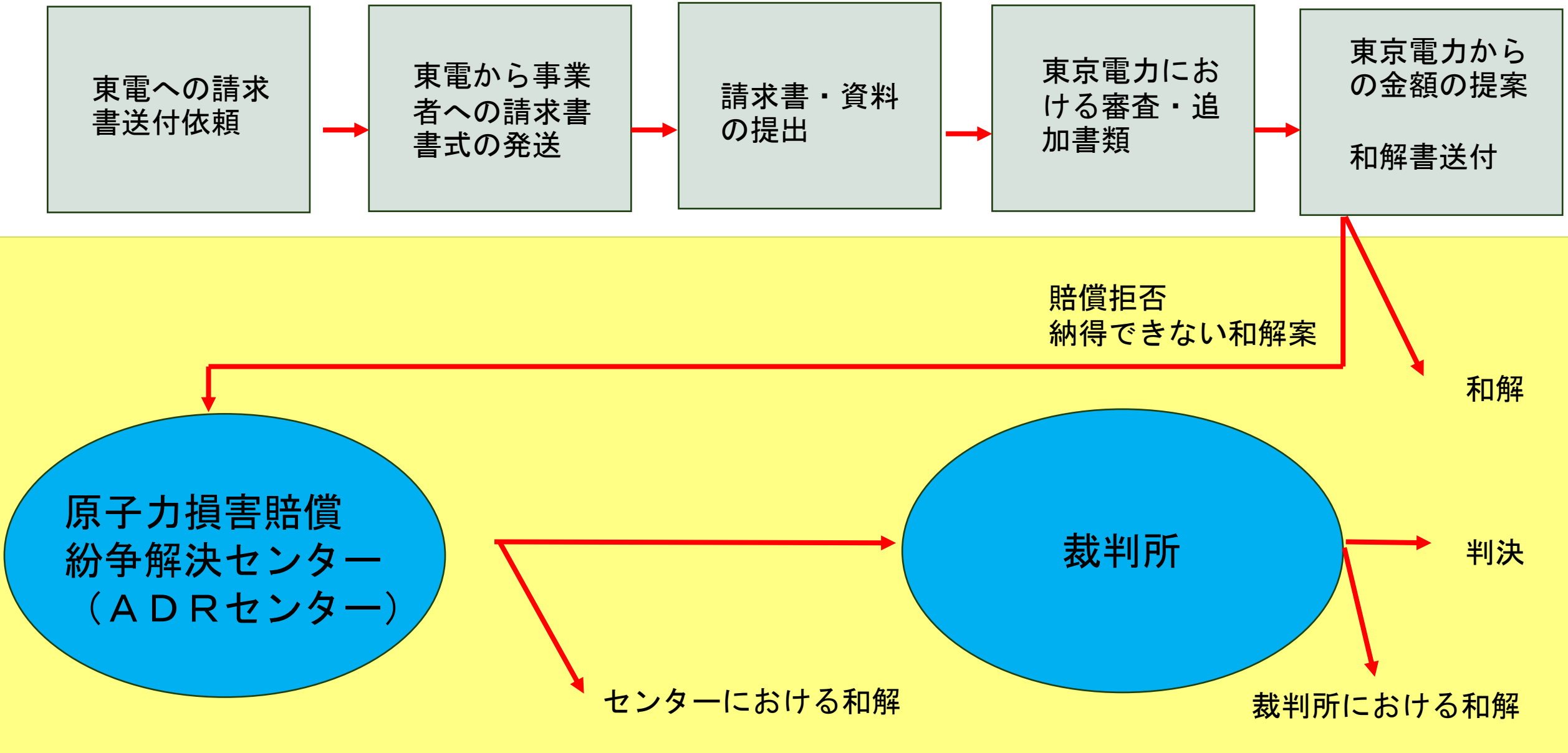

ＡＤＲセンターでは「還流被害」も賠償

北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国内で販売していたホタテ製品（玉冷）についても損害が発生したとして逸失利益（令和５年８月から令和６年３月まで）を請求した事案において、令和５年７月末時点に申立会社が保有していた同製品の在庫の販売終了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として逸失利益の賠償を認めるなどした事例。

2136

原子力損害賠償紛争解決センター公表事例２１３６
https://www.mext.go.jp/content/20250624-mxt_san-gen02-000040765_2136.pdf

申立てにどんな資料が必要か？

①決算書（２０２５年頃～２０１９年頃　５年程度）

②月次試算表（２０２４、２０２３、２０２２年　３年程度）

③対象製品の元帳（仕入、売上の元帳　３年程度）

④輸出賠償の場合には「輸出許可証」や「衛生証明書」が必要

請求後に追加資料が指示されるが、上記①～③があれば
手続の立ち上げが可能。

ＡＤＲセンターの利用状況

・昨年令和６年末の時点で２６件（全体件数）
（令和６年原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書）

・弊事務所でも、令和６年、令和７年も相当数を申し立てているほか、現在申立準備中のものが相当数ある。相談件数は増加。

・ホタテ関連が多いが、様々な種類の賠償を取り扱っている。

・相談先は、北海道のみならず、西日本や関東、東北など
全国に散在。

今後の課題

①水産加工事業者の個別賠償が滞留するということは東日本大震災でも経験済の問題だった。東電側の知見集積とのギャップの問題。

②請求を拒否するならＡＤＲセンターの存在は教示するべき。

③現在未請求の業者が存在することからこれらを本業への負荷をかけずに賠償を実現すること。本来地域に入るはずの資金が抜けることになれば、設備資金や運転資金が不足して、地域経済、産業を疲弊させることになる。

④情報がしっかり開示されることが大切（東電の誠実な情報開示）。

⑤地域の情報共有のインフラをいかに維持するか。

→少子高齢化・人材不足への対処が重要。水産加工業協同組合や地域を支える銀行・信用金庫のネットワークの維持の重要性

連絡先
電話０３－３５５６－０４４７
FAX０３－３５５６－０４４８
ＡＬＰＳホームページ（https://suisanbengo.com/）
〒１０２－００８３
東京都千代田区麹町３－３
麹町センタープレイス９階
つかさ綜合法律事務所
弁護士　加藤聡一郎

ALPS処理水 つかさ

ＡＬＰＳ賠償問題、会社や近隣まで出張してお話を伺います。